

水戸市工事等の請負契約に係る最低制限価格を設ける入札に関する要領新旧対照表

財務部契約検査課

現 行	改 正
<p>(適用の対象)</p> <p>第3条 財務規則第118条第1項の規定に基づき最低制限価格を設ける工事又はコンサルタント業等（以下「工事等」という。）の請負契約は、次の各号に掲げる工事等の請負契約とする。</p> <p>(1) 競争入札による契約予定金額が130万円以上1億円（建築工事にあつては、1億2,000万円）未満の工事で総合評価方式を適用しない工事</p> <p>(2) 競争入札による契約予定金額が50万円以上のコンサルタント業等</p>	<p>(適用の対象)</p> <p>第3条 財務規則第118条第1項の規定に基づき最低制限価格を設ける工事又はコンサルタント業等（以下「工事等」という。）の請負契約は、次の各号に掲げる工事等の請負契約とする。</p> <p>(1) 競争入札による契約予定金額が200万円を超え1億円（建築工事にあつては、1億2,000万円）未満の工事で総合評価方式を適用しない工事</p> <p>(2) 競争入札による契約予定金額が100万円を超えるコンサルタント業等</p> <p>付 則</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この要領は、令和7年8月1日から施行する。</p>